

トキ・インタースクール・フェスティバル
第18回 プラスの集い

- 🎵 と き：10月4日(土)午後1時開演
- 🎵 と ころ：サンホール
- 🎵 入 場 料：無 料



合同練習風景 (8月18日・サンホールにて)



第18回プラスの集い
運営委員長
水野 由衣さん
(土岐商業高校3年生)

運営委員長から市民の皆さんへ

この演奏会も、地域の方に支えられながら、今年で18回目を迎えることができました。今回のステージでは、各学校の演奏だけでなく、合同バンドという形で普段関わることのできないメンバーとともに演奏をする新鮮さもあります。全員が一つになり、皆さんに音楽の楽しさ、素晴らしさを伝えるために精一杯取り組んでいます。本番では、その成果を存分に発揮して演奏します。ぜひ、ご来場ください！



土岐津中学校・西陵中学校・駄知中学校・泉中学校
土岐紅陵高等学校・土岐商業高等学校

知ってください
考えてください

土岐市の財政のこと

このコーナーでは、財政の仕組みや本市の実情についてお知らせします。

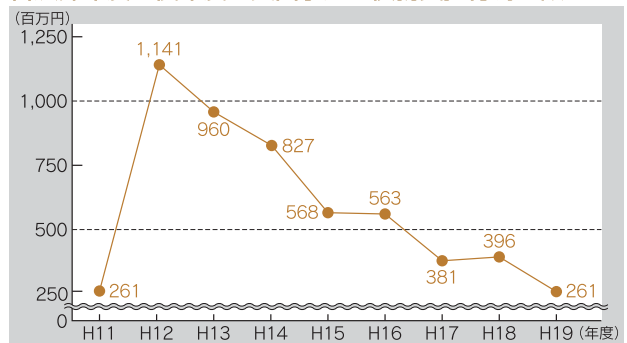
総務課財政係 内線226・227

第16回 債務負担行為のこと

市などの自治体の会計は、民間の会社とは違い、その年度の支出はその年度の収入で賄うという予算単年度主義の考えに基づいて運営されています。収入の範囲内で支出をする訳ですから、財政の健全性を確保するためには当然の考え方であるといえます。しかし、ここで注意が必要なのは、その年度の収入の中には、市債（市の借金）もあり、後年度にわたって返済義務が生じ、負担を先送りしている要素が含まれているということです。市債を借りるということは、単年度の負担を軽くすることと、長く使える施設などの整備費用は次世代の人たちにも負担してもらうという世代間の公平負担の目的があることは、当コーナー（第4回）でお話した通りです。これから先、少子高齢化に伴う福祉分野の経費の増大は明白であり、地場産業も依然として厳しい状況に置かれていることから、現在では収入の劇的な増加の見込みは立っていません。このようなことから、将来の市の財政を圧迫しかねない市債の状況について注視していく必要があるのです。

さて、市債の状況のほかに注視しなければならないものに、「債務負担行為」があります。これは、市などの自治体の会計が予算単年度主義であるがゆえの例外的な制度です。複数年にわたって契約する事例が世間一般にはたくさんあるはずですが、予算単年度主義の場合には、複数年の契約ができないことになってしまいます。そこ

各決算年度の後年度に支出予定の債務負担行為の額



※11年度であれば、12年度以降の支出予定額となります。

で、実情に即した契約ができるよう、後年度の一定の期間で一定の限度額を支出することを約束する「債務負担行為」という制度が設けられています。

上のグラフは、各決算年度の後年度に支出予定の債務負担行為の額の推移です。12年度の数値は、永久橋架け替え工事の負担金を13年度から16年度までの期間で5億8,970万円を限度額とする支出予定があったため、突出した金額となっています。なお、20年度以降に支出予定の債務負担行為の額の主な内訳は、社会福祉法人美濃陶生苑が、みずなみ・たじみ・かさらは陶生苑を建設した際に借り入れた融資の元金利子補給に5,561万円、また同苑が、18・19年度の2カ年で建設した「とき陶生苑」の建設負担金に1億5,184万円などです。市債と同じように、債務負担行為は後年度での支出を約束するものから、将来の財政を圧迫することのないよう、長期的な視野に立って計画的に設定する必要があります。